

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公開番号】特開2014-233420(P2014-233420A)

【公開日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-069

【出願番号】特願2013-116193(P2013-116193)

【国際特許分類】

A 6 3 B 69/36 (2006.01)

A 6 3 B 53/00 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 69/36 5 4 1 S

A 6 3 B 53/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月26日(2016.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記複数種類の特性値は、

ヘッドの重心角、ヘッドの慣性モーメント、ヘッドの重心距離、ヘッドの重心深さ、ヘッドの重心高さ、ヘッドのライ角、ヘッドのロフト角、ヘッド容積、ヘッド重量、シャフトの曲げ剛性、シャフトの曲げ剛性分布、シャフトのフレックス、シャフトのトルク、シャフトの重量、のいずれか複数種類を含む、

ことを特徴とする請求項1に記載の選択支援装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

スイング距離差は、例えば、図3(A)に示すように、スイング中のゴルフクラブ6のヘッド61の軌跡をY-Z平面に投影した場合における、バックスイングのヘッド61の軌跡B Sとダウンスイングのヘッド61の軌跡D Sとの相違D 1と定義することができる。相違D 1はY方向の最大相違距離である。相違D 1が大きいほど、タメの効いたスイングであり、したがって、上級者である傾向にある。また、ヘッドスピードが速い傾向にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

スイング角度差は、例えば、図3(B)に示すように、スイング中のゴルフクラブ6のヘッド61の軌跡をX-Z平面に投影した場合における、フォロースイングのヘッド61の軌跡F Sの水平面に対する角度 f sと、ダウンスイングのヘッド61の軌跡D Sの水

平面に対する角度 d_s との相違 D_2 と定義することができる。角度 f_s は、例えば、打撃位置 Y₁ と打撃位置 Y₁ から Y 方向に所定距離だけヘッド 6₁ が進んだ位置とを結ぶ線分の水平面に対する角度とすることができます。同様に、角度 d_s は、例えば、打撃位置 Y₁ と打撃位置 Y₁ から Y 方向に所定距離だけヘッド 6₁ が戻った位置とを結ぶ線分の水平面に対する角度とすることができます。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

本実施形態の場合、各推奨値 H₁、H₂ に最も近い特性値を有するシャフトを推奨シャフトとして選択する。特性値の近さは、各特性値を座標軸とした多次元座標上での距離を基準として判別できる。概念的に言えば、各推奨値で規定される推奨部品をプロットすると共に、各構成部品をプロットし、それらの距離を演算する。図 7 (C) はその一例を示す。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

S₂₇ では推奨ゴルフクラブを特定する。ここでは、S₂₅ で選択した推奨シャフト、推奨ヘッドを含むゴルフクラブを推奨ゴルフクラブとして特定する。グリップ等の他の構成部品の選択については、図 8 (A) の S₁₆ で説明した選択手法と同様の手法を採用することができ、S₂₅ で選択した推奨シャフト、推奨ヘッドを含む市販ゴルフクラブを選択するようにしてもよい。